

○沖縄県教育庁が発注する建設工事に係る 最低制限価格制度実施要領

〔平成28年4月1日
教施第77号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、沖縄県教育庁の発注する建設工事（以下「工事」という。）において、品質確保等を目的として、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事
- (2) 契約担当者 知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (3) 特定調達契約 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月28日沖縄県規則第83号）の適用を受ける工事の契約をいう。

(対象工事)

第3条 最低制限価格制度は、教育庁の発注する工事において、契約の内容に適合した履行を確保するために、予定価格が250万円を超える競争入札（総合評価方式は除く。）で発注する工事を対象とする。ただし、特定調達契約の工事は対象外とする。

(最低制限価格の設定)

第4条 契約担当者は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第12号）第129条に基づき、予定価格に次項の規定により算出された割合に乗じて得た額を基準として最低制限価格を定める。なお、この価格を下回る価格の入札については、失格とする。

2 前項の割合は、予定価格算出の基礎となった、次に掲げる額の合計額とする。また、合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じるものとする。

ただし、(1)から(4)までの合計額が予定価格の10分の7に満たない場合、最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

なお、算出に当たっては別表第1から第5に留意するものとする。

- (1) 直接工事費の額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額

3 特別なものについては、前項にかかわらず、契約ごとに10分の7以上で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(予定価格調書への記載)

第5条 予定価格調書に最低制限価格の欄を設置し、前条の基準により算出した最低制限

価格を記載する。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 入札執行者は、第3条に規定する工事の入札に当たっては、入札公告又は入札通知書において、次に掲げる事項を記載し、入札しようとする者に周知するものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格での申込みをした者がある場合は、第3条に規定する工事の入札で最低制限価格を下回ったことにより失格と告げること。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、前項の最低制限価格を下回ったことによる失格の通知を電子入札システムによる通知をもって代えることができる。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月31日から施行する。

別表第1

下水道プラント工事の場合

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、機器費、処分費
共通仮設費の額	共通仮設費
現場管理費の額	現場管理費、設計技術費、据付間接費

別表第2

鋼橋製作工事の場合

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、工場製作における直接工事費
共通仮設費の額	共通仮設費、工場製作における間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、工場製作における工場管理費

別表第3

機械設備積算基準を適用する工事及び

港湾工事のうち「船舶及び機械製造修理請負工事積算基準」を適用する工事の場合

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、間接製作費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、設計技術費、据付間接費、間接製作費のうち工場管理費

別表第4

土木工事標準積算基準「電気通信編」を適用する工事（鉄塔・反射板工事を除く）の場合

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、機器単体費のうち直接製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、機器単体費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、機器間接費、機器単体費のうち工場管理費
一般管理費等の額	一般管理費、機器単体費のうち一般管理費

※機器単体費の6/10を直接製作費、1/10を間接労務費、2/10を工場管理費、

1/10を一般管理費とみなす。

別表第5

土木工事標準積算基準「電気通信編」を適用する工事（鉄塔・反射板工事に限る）の場合

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、工場塗装費、鉄塔製作費のうち材料費、製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、鉄塔製作費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、鉄塔製作費のうち工場管理費

※鉄塔製作費の6/10を材料費及び製作費、3/10を間接労務費、1/10を工場管理費と
みなす。